

高松市監査委員告示第20号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年8月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和3年8月31日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.8.31

監査実施年度 平成24年度

第2の監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松まつり振興会）	P148、226	創造都市推進局	観光交流課	R3.7.13
2	意見	会の運営に必要な基本事項（会則に構成員の選出方法の記載がない）を会則に明記するとともに、包括規定を盛り込むことについて（高松まつり振興会）	P148、226			
3	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松まつり振興会）	P148、226			

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
4	指摘	「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」が作成されていないことについて	P61	教育局	総合教育センター ICT教育推進室	R3.7.27
5	指摘	新業務・システムを具体化するために行った、ユーザーズの分析や業務、技術動向等の調査結果について、文書化されていないことについて	P61			
6	指摘	情報システム導入後の新業務モデルが作成されていないことについて	P62			
7	指摘	情報政策課に策定が要請されているシステム化方針が策定されていないことについて	P62			
8	指摘	「情報化推進施策業務調査票（スケジュール）」が作成されていないことについて	P63			
9	指摘	基本計画書が作成されていないことについて	P63			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.8.31

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
10	指摘	業務主管課はユーザニーズの分析は 行っているものの、文書として記録さ れておらず、また、情報政策課による ユーザニーズの分析結果の確認も行わ れていないことについて	P64	教育局	総合教育センター ICT教育推進室	R3.7.27
11	指摘	費用の積算、新業務・システムの概算 費用の情報収集がなされていないこと について	P64			
12	指摘	費用対効果の分析がなされていないこ とについて	P64			
13	指摘	調達方法について公募ではなく随意契 約となっていることについて	P65			
14	指摘	市長による情報化についての決裁は受 けているものの、検討に必要な情報が 不足していることについて	P66			
15	意見	個別情報システムに関する概算費用の 把握が、前年度を上回らないという観 点でしか行われていないことについて	P63			

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
16	指摘	栗林小学校の備品の登録漏れについて	P168	教育局	総務課	R3.7.13
17	意見	部活動等の教職員の勤務時間の実態調 査について	P120		保健体育課	R3.7.19
18	意見	第2期高松市教育振興基本計画に対す る成果の評価について	P142		総合教育センター ICT教育推進室	R3.7.27
19	意見	電子黒板、パソコン等のIT関連機器 の導入に際するインフラ設備に関する 調査の職務分掌の明確化について	P143			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.8.31

監査実施年度 令和元年度

第1の監査テーマ 高松市の外国籍の方に関連する政策

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
20	意見	市の負担額の設定に関する情報開示について（ビジット香川誘客重点促進事業）	P29	創造都市推進局	観光交流課	R3.7.13
21	意見	市の負担額の設定に関する情報開示について（外国人観光客受入拠点事業）	P30			

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松まつり振興会）	
意見の内容	監査に実施してもらう項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、226	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月13日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和3年5月から、さぬき高松まつり実行委員会会計監査項目チェックシートを作成し、それに基づき監事監査を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	会の運営に必要な基本事項（会則に構成員の選出方法の記載がない）を会則に明記するとともに、包括規定を盛り込むことについて（高松まつり振興会）	
意見の内容	会の運営に必要な基本事項については、会則に明記するとともに、想定外の事態に対応するための包括規定も入れること、会則に齟齬する部分がある場合は会則の修正を、団体に依頼することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、226	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月13日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見については、平成25年5月28日付けで、「高松まつり振興会規約」を改正し、構成員及びその選出基準を明記した。</p> <p>また、高松まつり振興会の役員会において、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化等に対し、迅速な意思決定を行い、効率的な運営となるよう、役員人数の適正化に向けた協議を重ね、令和2年3月19日に、理事の人数を60名から28名に改正した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松まつり振興会）	
意見の内容	<p>処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P148、226	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月13日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見については、平成31年4月に、高松まつり振興会事務決裁規程を改正し、以降、適切に事務処理を行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	「情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）」が作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）は作成していないとのことであった。文部科学省から通達されている「教育の情報化ビジョン」に沿って対応しているとのことであるが、実際に市の現行の業務に落とし込んだ個別の方針は立てられていない。また、対象業務・情報システムの問題点・課題の抽出についても、情報システム利用者である教員からの苦情内容について担当者が把握はしているものの、文書として明確化はされておらず、情報システム導入後の事後評価で問題点を解消できたか否かの検証が可能な状態とはなっていない。</p> <p>情報化推進施策業務調査票（現行業務・システム）は、調達予定の情報システムに関連する現行の対象業務の洗い出しや情報システムの機能目標、目的について、業務主管課が事前に整理し、円滑な新システムの導入や情報システム導入後の評価を行うための起点となる資料であるため、事前の調査必要事項を記載した「情報化推進施策業務調査票」を作成若しくは同内容を盛り込んだ客観的な証跡を資料として作成することが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P61	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekk/a/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所管課等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化推進施策業務調査票」に代えて、「情報化基本計画書」の作成が求められていることから、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」において、「情報化基本計画書」を作成し、適正に運用している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	新業務・システムを具体化するために行った、ユーザーニーズの分析や業務、技術動向等の調査結果について、文書化されていないことについて	
指 摘 の 内 容	総合教育センターにヒアリングした結果、専用回線の情報について聞き取り調査は行っているものの、文書化はされていなかった。情報システムの調達に当たって、陳腐化した技術を誤って導入してしまうことを防ぐため、調査結果について、口頭による確認に留めるのではなく、適切に文書化しておく必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P61	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る「情報化基本計画書」において、ユーザーニーズの分析を行い、記載することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報システム導入後の新業務モデルが作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、教育情報通信ネットワークは、情報システム最適化計画の対象ではないため、情報政策課が関与しておらず、新業務モデルは策定されていないとのことであった。</p> <p>情報システムの調達に当たっては、情報システム毎に適切な調達手続を求める必要があり、また、新業務モデルは業務主管課が要望等を反映しているかどうか、新システムを導入した際に、現行業務のどの部分が改善されるのか等を判断するためにも必要となるものである。</p> <p>したがって、新業務モデルが作成されていなかった場合、導入した情報システムが当初想定していた業務要件や事後評価における測定指標等を満たしているかどうかについて判断できないため、導入に当たって協議・検討した結果について、新業務モデルとして明確に証跡として残すことが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P62	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekk_a/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所管課等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る「情報化基本計画書」及び仕様書において、新業務モデル（業務フロー）を記載することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報政策課に策定が要請されているシステム化方針が策定されていないことについて	
指 摘 の 内 容	総合教育センターにヒアリングした結果、必要に応じて情報政策課との個別の情報交換は行われているものの、システム調達に当たって全体としての情報政策課の関与はなく、情報政策課に策定が要請されているシステム選定、プロジェクト推進体制、システム移行、運用・保守体制等のシステム化に関する基本方針は策定されていなかった。システム化方針の策定は、プロジェクトを円滑に進めていく上で必要なものである。	
報告書該当 ページ	P62	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る「情報化基本計画書」において、システム化方針を記載することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	「情報化推進施策業務調査票（スケジュール）」が作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	総合教育センターにヒアリングした結果、情報システム構築からのスケジュールはあるものの、それ以前の情報システムの課題抽出等の段階からのスケジュールは作成されていない。情報システムの調達に当たっては、プロジェクトを円滑に進めるため、情報システムの課題抽出からサービス開始まで全体を通して、稼働時期まで余裕を持ったスケジュールを事前に作成する必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P63	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」において、「情報化推進施策業務調査票」に代えて、「情報化基本計画書」の作成が求められていることから、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」において、「情報化基本計画書」を作成し、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	基本計画書が作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、情報システムの調達に当たって情報政策課の直接の関与がないため、「基本計画書」は作成していないとのことであった。「基本計画書」は、情報システムの調達に向けて、業務や情報システムの現状分析、最新動向を調査し、新業務や新システムの検討、概算費用や投資効果を予測した結果をとりまとめたものであり、導入決裁の根幹となるものである。</p> <p>また、その後の導入業務や導入後の事後評価の基礎を提供するものであるため、その作成が必要である。今後の情報システム調達ガイドラインの見直しの中で、業務の実態を踏まえて、役割分担を明確にした上で、基本計画書が作成できるように対応する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P63	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所管課等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る「情報化基本計画書」を作成し、適正に運用している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	業務主管課はユーザニーズの分析は行っているものの、文書として記録されておらず、また、情報政策課によるユーザニーズの分析結果の確認も行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、教員からのヒアリングを実施し、安定したネットワークを提供することが必要であることを調査分析の結果理解していた。また、文部科学省から通達されている「教育の情報化ビジョン」を受けて、最適なインターネット回線の速度についても把握していた。</p> <p>ただし、これら調査結果について文書化されておらず、情報政策課等、業務主管課以外による検証が困難な状況であるため、適切に文書化する必要がある。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P64	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る「情報化基本計画書」において、ユーザニーズの分析を行い、記載することとした。</p> <p>また、ガイドラインの改定により、情報マネジメント課（旧情報政策課）による確認を受けることは求められていないが、必要に応じて支援を受けることとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	費用の積算、新業務・システムの概算費用の情報収集がなされていないことについて	
指 摘 の 内 容	総合教育センターにヒアリングした結果、費用の積算や新業務・システムの概算費用の情報収集について、情報政策課の直接的な関与はないとのことであった。費用の積算に当たっては、情報システムの調達ノウハウの蓄積が進んでいる情報政策課が関与することで無駄なコストの削減が図れるものと考えられる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P64	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る「情報化基本計画書」において、費用に係る情報を収集し、記載することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	費用対効果の分析がなされていないことについて	
指 摘 の 内 容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、情報政策課による費用対効果の分析は実施されていないとのことであった。個別情報システム毎の費用対効果の分析を行うことで、情報化の事前評価を適切に実施することが可能となり、事後評価の基礎を提供する情報となる。</p> <p>したがって、今後の情報システム調達ガイドラインの見直しの中では、業務の実態を踏まえて、役割分担を明確にした上で、できる限り、合理的な方法により、個別情報システム毎の費用対効果の分析を実施し、その結果を証拠として残すことが必要である。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P64	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る「情報化基本計画書」において、費用対効果について分析し、記載することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	調達方法について公募ではなく随意契約となっていることについて	
指 摘 の 内 容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、調達ガイドラインでは調達方法について原則公募とすることとされているが、当情報システムについては平成20年度の当初契約時には、3社から見積を徴取し、競争入札による調達を実施しているものの、25年度の契約更新時には随意契約により調達されている。</p> <p>(中略)</p> <p>今後、公募による調達を実施する際には、「情報システムの調達において、安易に随意契約をすることなく、業者間の公正かつ公平な競争を促し、効率的で高品質な情報システムを調達すること」という調達ガイドラインの目的に鑑み、透明性・公平性が確保されるように、委託業者の検討期間を十分に確保し、また、要求仕様の詳細が契約中の委託業者以外にも分かるように仕様書上で配慮した上で、調達手続を進める必要がある。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P65	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」において、30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、公平性が確保されるよう仕様書を作成した上で、指名競争入札により受託者を決定し、契約を締結した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	市長による情報化についての決裁は受けているものの、検討に必要な情報が不足していることについて	
指 摘 の 内 容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、情報システムのリプレイスに当たって市長の決裁は受けているものの、その検討資料である仕様書・機能書に「概算費用情報の収集」「費用対効果の分析」「スケジュール」が記載されておらず、検討を行うのに十分な情報が用意されていないため、適切な意思決定が図れない可能性がある。「概算費用情報の収集」「費用対効果の分析」「スケジュール」といった情報を含めた仕様書・情報評価シートを作成した上で、市長による決裁を受ける必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P66	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所 管 課 等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」において、30年1月4日付けで改定された「情報システム調達ガイドライン」に基づき、費用に係る情報の収集や分析、スケジュール等の検討を行った上で、市長による決裁を行った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	個別情報システムに関する概算費用の把握が、前年度を上回らないという観点でしか行われていないことについて	
意見の内容	<p>総合教育センターにヒアリングした結果、情報システム導入時の概算費用の把握に当たっては、前年度を上回らないようにという基準で行われており、詳細な見積りは実施されていない。概算費用の把握に当たっては、前年度を上回らないという基準では費用削減のためには不十分であり、不要な機能が含まれることにより余分な費用が発生しないよう、費用の積算を詳細に行うべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P63	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所管課等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措置結果	<p>本件意見については、平成30年度の「高松市教育情報通信ネットワークシステム賃貸借契約」に係る見積精査に当たり、「情報システム調達ガイドライン」に基づき、内訳書の項目ごとに明細を精査し、費用の積算を行うとともに、情報マネジメント課（旧情報政策課）により、適正な価格であることの確認を受けた。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	栗林小学校の備品の登録漏れについて	
指 摘 の 内 容	<p>栗林小学校は平成29年12月に新校舎に移転したが、移転時に教育局総務課で購入した備品全て（77品目、1,232点、合計72,557千円）について、登録漏れであった。また、現物に備品シール等の表示もされていなかった。</p> <p>当該備品は新校舎移転の際にすでに納品済みとなっていたもので、学校の事務担当が交代したこともあり、発注担当の市教育局総務課と学校で連絡の行き違いがあったとのことである。</p> <p>高松市物品規則第30条、第50条の規定に従い、適時に備品台帳に物品受入処理を行うとともに、現物には備品シール等で所定の表示を行う必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P168	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月13日
所管課等	教育局 総務課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成31年3月に、登録漏れの備品全てについて、市の備品台帳に登録するとともに、現物に備品シールの表示を行い、以降は適正に事務処理している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	部活動等の教職員の勤務時間の実態調査について	
意見の内容	<p>平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成し、週2日以上以上の休養日設置のほか、活動時間も平日2時間、休日3時間程度の上限を設定するなど、学校現場に注目した内容を示している。今後、市では、県の指針策定を待って市の方針を定めることとしている。</p> <p>また、市では、29年9月から、部活動の休養日を月4回とするよう各中学校に指導してきたところであるが、競技の特性や大会数の関係から達成が難しい競技がある可能性があることから、教員の働き方改革につながるよう、まずは現状把握をすることが必要である。</p> <p>現在、市が行う教員の勤務時間集計においては、平日しか集計されておらず、また、活動内容を報告する形式となっていないことから、教職員の勤務実態に関する十分な情報収集は困難な状況である。そのため、市は、月4回の休養日の達成状況を調査するとともに、教員の勤務時間の集計範囲に、平日の部活動、土日の引率、大会準備及び活動報告や、また、部活動以外についても、授業の準備、保護者対応、評価・評定に係る時間等を含めることとし、作業内容も報告・集計できる方式に変更して、教員の勤務実態を多面的に調査することが望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P120	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月19日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年度に、部活動ガイドラインフォローアップ調査を実施した結果、月4回以上の休養日が達成できていることを確認した。</p> <p>また、教員の勤務実態を多面的に調査することは、教員自らが作業内容等について、緻密に記録を行わなければならないため、その作業に時間を多く費やすこととなり、働き方改革の意に沿わないため、調査は実施しないが、平成29年度に実施した勤務状況調査等において、勤務実態、作業内容等の傾向を把握しており、その結果を「教職員の働き方改革プラン」（30年4月策定）の取組として反映させている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	第2期高松市教育振興基本計画に対する成果の評価について	
意見の内容	<p>第2期高松市教育振興基本計画における目標設定と、成果の評価について有効性、十分性に欠けるものがある。IT関連機器の活用といじめ・不登校対策について、1点ずつ例示する。</p> <p>IT関連機器の活用について、タブレット端末の配置台数割合を成果指標の一つとしている。タブレット端末の配置台数割合を増加させたとしても、端末を利用することで児童生徒がIT機器の使用スキルを向上させることができるかについては、直接的に結びつかず有効な指標とは言い切れない。</p> <p>現在では、第2期高松市教育振興基本計画と第1期高松市ICT教育推進計画の双方を遂行している状態であるが、ICT計画の方がよりIT機器の活用によるスキル向上を意識した効果的な成果指標を提示している。基本計画についても、成果指標の有効性について評価と見直しの検討を行うか、若しくは総合教育センターの評価指標についてICT計画に即した内容に変更することを検討されたい。</p> <p>いじめ・不登校対策について、不登校児童生徒に占める適応指導教室への通室率を成果指標の一つとしている。総合教育センターとして通室の促進を図っているものの、通室率の善し悪しがあるまま成果の善し悪しに相当するかについては、いじめ・不登校がデリケートな問題であること、不確定要素が多いことから、総合教育センターの成果を示す指標としては不十分である。</p> <p>適応指導教室の本来の目的は学校復帰、社会的自立を図ることである。このことから適応指導教室通室生の進学率についてヒアリングを実施したところ、学校通学の児童生徒と何ら遜色ない実績があるとのことである。そのため、例えば進学率を成果指標とするなど、適応指導教室を安心して利用してもらえるような成果指標の追加・変更を検討されたい。</p>	
報告書該当 ページ	P142	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所管課等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措置結果	<p>本件意見については、令和2年度に改定された「第2期高松市教育振興基本計画（2年度改訂版）」において、「第1期高松市ICT教育推進計画（2年度改訂版）」に即した内容となるよう成果指標を見直すとともに、適応指導教室については、目標値を通室率から通室生の卒業後の進学・就職率に改めることで、安心して利用してもらえるような成果指標に変更した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	電子黒板、パソコン等のIT関連機器の導入に際するインフラ設備に関する調査の職務分掌の明確化について	
意見の内容	<p>電子黒板、パソコン等のIT関連機器を導入する際の見積書の入手、機器の選定等は総合教育センターが主導となり実施している。</p> <p>しかし、当該IT関連機器を小学校や中学校に導入し、活用できるようにするためには、単純にIT関連機器を購入して搬入すれば使用できるわけではない。現有の小学校や中学校の建物や配電盤等のインフラ設備の多くは、建設してから数十年が経過している設備が多い。そのため、IT関連機器を設置しようとしても、電源プラグ数が不足する、IT関連機器を同時に使用するためには電圧が不足する、天井や壁に設置しようとしても天井や壁の素材や厚さによっては設置ができないといった問題が生じている状況にある。</p> <p>IT関連機器を導入するためには、インフラ設備の調査が必要不可欠であると考えられるが、現在の組織構造上では役割分担が明確となっておらず、総合教育センター側で予算範囲の中での調査やインフラ設備の整備を合わせて実施している状況である。その結果、本来的にはIT関連機器の購入に充てるべき予算の一部が、インフラ設備の調査や整備に充当されている状況にある。</p> <p>そこで、IT関連機器を導入するためにも、インフラ設備の調査や整備に関しては、小学校や中学校等の施設を保守管理する役割を有する部門ないし組織体が責任を有して担当する、あるいは各部門ないし組織の間を取り持つための横断的な調整を実施する部門や組織を構築する等、責任の所在や職務分掌を明確にして、IT関連機器の導入を進めていくことが望ましいと考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P143	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月27日
所管課等	教育局 総合教育センター ICT教育推進室
措置結果	本件意見については、平成31年度組織機構の見直しにおいて、小中学校の施設及び設備の整備に関することなどを所管する組織として、教育局総務課内に「学校施設整備室」を新設した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	市の負担額の設定に関する情報開示について（ビジット香川誘客重点促進事業）	
意見の内容	香川県等との連携により、市が負担金を支払って実施されるインバウンド対策事業に関して、市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できるよう、検討内容とその結論に至る経過について、開示可能な状態にする必要がある。	
報告書該当 ページ	P29	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月13日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年4月1日に、高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要領を作成し、それに基づき適正な補助割合で交付している。</p> <p>また、事業の効果については、同年5月から、市のホームページにおいて、観光統計データを活用しながら、情報開示を行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	市の負担額の設定に関する情報開示について（外国人観光客受入拠点事業）	
意見の内容	香川県等との連携により、市が負担金を支払って実施されるインバウンド対策事業に関して、市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できる必要がある。 市の負担額が適切な水準であることについて、市民に説明できるよう、検討内容とその結論に至る経過について、開示可能な状態にする必要がある。	
報告書該当 ページ	P30	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月13日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年4月1日に、高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要領を作成し、それに基づき適正な補助割合で交付している。</p> <p>また、事業の効果については、同年5月から、市のホームページにおいて、観光統計データを活用しながら、情報開示を行っている。</p>